

「共に生き、共に生かし合う社会」の実現に向けて！

実現するまで毎年署名

日本に暮らす外国人は300万人以上、
外国にルーツを持つ日本国籍の人びとは推計で
170万人、日本は今や「移民社会」。
それにふさわしい法制度が必要です。

ぜひ、《外国人住民基本法》案と
《人種差別撤廃法》モデル案をお読みください。
その全文は、下記のホームページで見ることができます。
<http://gaikikyo.jp>



1. 命の重さに差はない

すべて、この世に生まれてきた人間は、等しく生命の尊厳を与えられています。この厳粛で当然の真理を、私たちは何よりも大切に考えます。

2. 世界の基準を日本にも

その生命の重さは、どこにいても変わることがないので、日本の外国人政策もまた、国際的な人権法に則って、等しく平等に形づくられるべきです。《外国人住民基本法》案も、《人種差別撤廃基本法》案も、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「難民条約」など、日本が加入している国際条約に基づいて作成しました。

3. 「資格」ではなく、「権利」を

日本に暮らすことは、外国人にとって《資格》を与えられることではなく、積極的な《権利》だと理解されるべきです。基本的な人権に関わる自由権、社会における等しい幸福にあずかる社会権、そして一方的に国外退去を命じられることのない居住権。こうした《権利》を持ってこそ、地域社会を共に形成していく一員、パートナーとなれるのです。

4. 地域住民として

日本人も外国人も、地域住民として平等です。「日本人と外国人とを、そもそも同等に考えることはできない」と言う人もいます。ほんとうにそうでしょうか。同じ地域に暮らす《地域住民》という視点で考えれば、むしろ同等に生活し、同等に支え合うことのほうがふつうに思えます。コロナ危機のなかで、特別定額給付金など公的支援から排除された外国人がいました。在留期間が2カ月のため住民票がない難民申請者たちです。在留資格や在留期間にかかわらず、日本で暮らすすべての外国人が《地域住民》なのです。

5. 「同化」じゃない！

「平等」や「同等」とは、すべての人びとが「日本化」「日本人化」することではありません。外国人住民のそれぞれの文化や生活習慣、そして信仰が尊重されるべきです。地域の中で、豊かな文化交流、そして新しい文化の創造が起こっていく。さまざまな文化が交差して、新しい文化を育むための仕組みづくりが大切です。

6. 人種差別を許さない

2017年に法務省が発表した『外国人住民調査報告書』によると、この5年間で入居探しをした外国人のうち、「外国人であることを理由に入居を断られた」外国人は39.3%、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」外国人は41.2%、「＜外国人お断り＞と書かれた物件を見たので、あきらめた」外国人は26.8%にもなっています。ヘイトスピーチ、繰り返されるヘイトクライム、人種差別は、遠いアメリカやヨーロッパの国々だけではなく、この日本の「悲しい現実」なのです。国や地方自治体は、あらゆる人種差別を禁止し、外国人の権利の侵害が起こらないために、諸外国が設けているように、まず国に「人種差別撤廃法」、地方自治体に「人種差別撤廃条例」を作らなければならないのです。

7. つまり

人びとが国境を越えて行き来し、一つの地域で一緒に働いたり、暮らしたり、学んだりする。いま、世界中であたりまえになっているこんな風景を、日本だけが拒み続けることはできません。さまざまな民族、さまざまな文化が出会い、認め合いながら、新しい世界、新しい社会を創り上げていくことは、素晴らしいことです。